

にぎわい創出エリア町有地  
暫定利用者募集要項（社会実験）

令和5年9月

令和6年3月（第1回改定）

令和7年3月（第2回改定）

令和7年11月（第3回改定）

令和8年2月（第4回改定）

武豊町役場

都市計画課

## 1 趣旨・目的

にぎわい創出エリア内の公共用地における移動販売車（キッチンカー）やイベント開催等の暫定利用を通して、知多武豊駅周辺のにぎわいの創出を図るとともに、将来的な公共用地の活用・運営検討を行うことを目的とします。

## 2 実施概要

### (1) 場所

①知多武豊駅東土地区画整理地内 1街区 18画地、19画地。約 390 m<sup>2</sup>。

②半田消防署武豊支署跡地 字長尾山 50-1。A区画～C区画。各区画 18 m<sup>2</sup>。

### (2) 期間

令和5年9月16日（土）から令和9年3月31日（水）まで

### (3) 利用可能日時

期間内の午前7時00分から午後9時00分まで

※搬入・搬出時間を含みます。

### (4) 利用内容

知多武豊駅周辺のにぎわいの創出や活性化に資する利用内容であることとします。

※内容によっては利用を許可しないことや、事前に周辺住民の同意を求めることがあります。

### (5) 申込期間

令和5年9月2日（土）から令和9年3月17日（水）まで

※申込みは、電子申請フォーム、または申込書類を都市計画課へ持参、メール、FAXのいずれかでご提出ください。

※都市計画課に持参する場合は、役場の開庁時間（午前8時30分～午後5時15分、土日・祝日・年末年始を除く）にお越しください。

### (6) 利用料

試行事業のため、利用料は無料とします。

## 3 利用の方法

## (1) 利用の要件

- ・本要項の趣旨を理解し、武豊町の検討に必要な情報を得るために協力（利用者アンケート及び来場者アンケートの実施等）ができること。また、本社会実験により武豊町が得た情報を、統計的なデータとして公表することに同意できること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条に規定する指定を受けた指定暴力団等に該当しないこと。
- ・会社更生法（平成14年法律第154条）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中でないこと。
- ・キッチンカー等で飲食販売を行う場合は、愛知県内の保健所の食品営業許可を受けている者であること。その他関係法令の必要な許可を取得していること。
- ・イベントを実施する場合は、イベント賠償責任保険に加入していること。

## (2) 利用資格の喪失

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ・反社会的活動のために利用する等法令及び公序良俗に反する用に供しようとする場合。
- ・その他本要領の趣旨に反する用に供した場合。

## 4 申込から利用までの流れ

### (1) 申込書類

利用開始日の2週間前までに下記の書類を提出すること。

- ・にぎわい創出エリア町有地暫定利用許可申請書
- ・企画書（任意様式・設営から撤去完了までのスケジュール（音出し時間は必ず明記すること）、配置図（設置物、電気、給排水など）、出店内容及び出店者名リスト（飲食、物販など）など実施内容がわかるもの）
- ・誓約書
- ・食品営業許可証の写し（飲食店が出店する場合）
- ・関係行政機関等届出及び申請書類の写し（該当する場合）

### (2) 審査

申込書類を基に利用が適当であるか審査します。

(3) 許可

審査完了後、許可証及び試行事業アンケート用紙を送付します。

(4) 利用の開始・終了

その日の利用を終了したとき、又は許可が取り消されたときは、利用者の負担により、当日中に利用箇所を原状復旧してください。

(5) アンケート提出（ヒアリング）

試行事業アンケートを基にヒアリングを実施します。

5 利用にあたっての主な注意事項

(1) 制限

- ・利用者が自ら催し等を行う場合に限り、第三者に権利等を譲渡することはできません。
- ・町有地内は禁煙とします。
- ・利用者は周辺施設・住宅に対して利用内容の事前説明を行い、当日は煙や匂い、音や振動等について十分配慮してください。
- ・武豊町の指示（開催の有無等）には必ず従ってください。
- ・政治、宗教活動を目的とした利用はできません。
- ・武豊町が利用中の行為を適切でないと判断した場合は変更、中止を求める場合があります。また、武豊町の求めに応じない場合は利用許可を取り消す場合があります。なお、利用者が許可の取り消しを受けた場合において、利用者に損害が生じた場合、武豊町は一切その責めを負いません。

(2) 設備

- ・電気設備及び給排水設備はありません。
- ・調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置してください。

(3) 維持管理

- ・車両の乗り入れは安全に留意し、必要最小限の車両のみとします。
- ・場所①については来場者用の駐車場はありません。路上駐車等の迷惑行為がないよう、公共交通機関の利用や近隣の有料駐車場等の案内をしてください。場所②については敷地内に数台の駐車スペースがありますが、申請

者の責任において使用させ、安全に配慮してください。

- ・利用後に清掃を実施し、ゴミは利用者が持ち帰ってください。
- ・その日の利用を終了したとき、又は許可が取り消されたときは、利用者の負担により、当日中に利用箇所を原状復旧してください。

#### (4) その他

- ・利用に関し必要な費用は、すべて利用者の負担とします。
- ・法令が定める申請・届出や、必要な資格者の設置は、利用者の責任と負担で実施してください。
- ・利用に関する問合せ及び苦情については、利用者が責任もって対応してください。
- ・町有地内で事故等が発生した場合は、速やかに武豊町へ連絡するとともに、迅速に適切な対処をしてください。
- ・運営上の事情等により、本募集要項を予告なく変更・廃止する場合があります。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として利用に制限がかかることがあります。
- ・本募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、法令の定めるところによるもののほか、利用者と協議の上処理するものとします。

## 6 損害賠償

利用者は、町有地の利用に当たり、武豊町または第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

なお、利用に当たり、利用者又その関係者に損害が生じた場合、武豊町は一切その責めを負いません。

## 7 問合せ

武豊町都市計画課

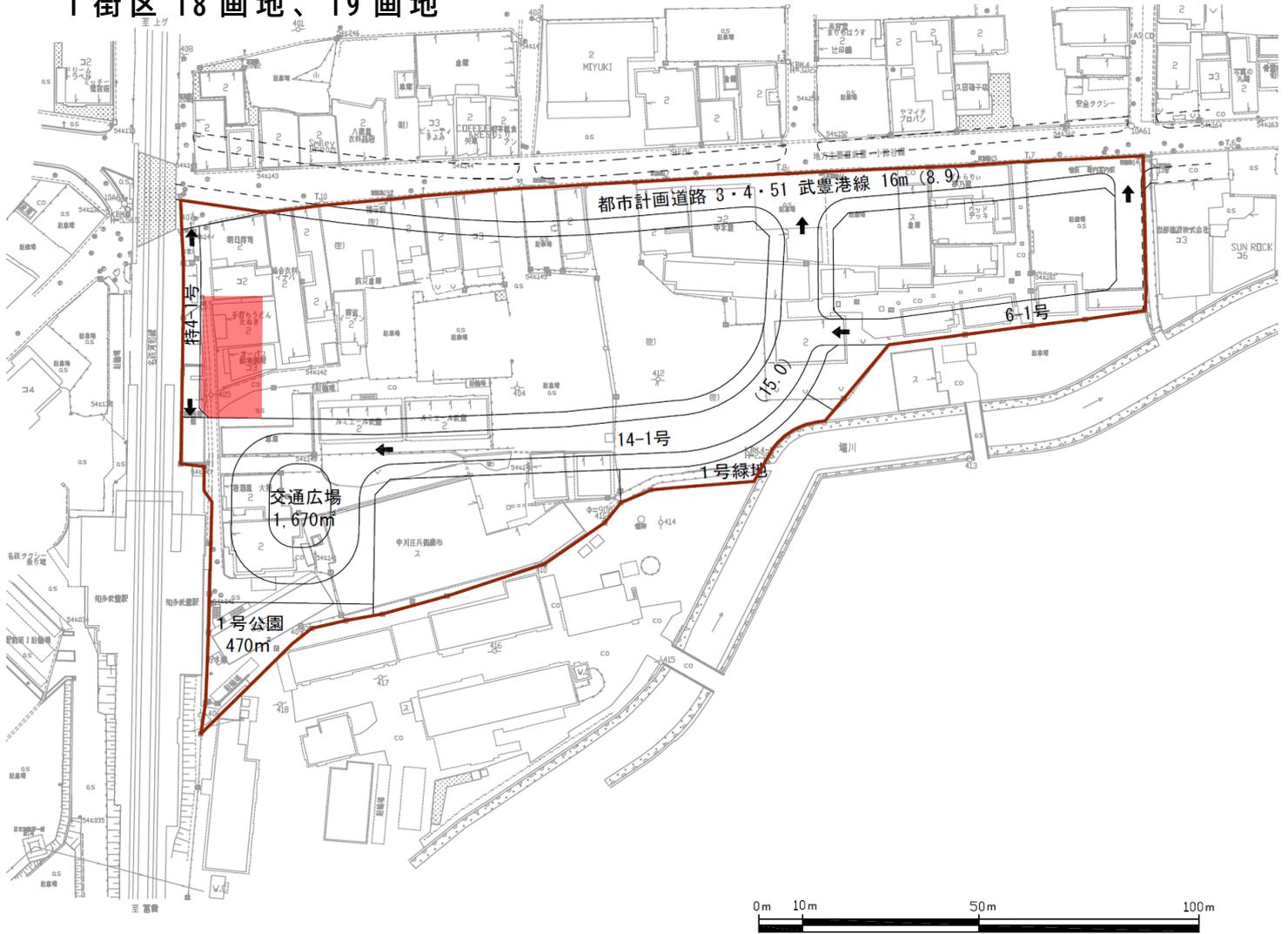
T E L : 0569-72-1111 (内線 524)

F A X : 0569-72-1115

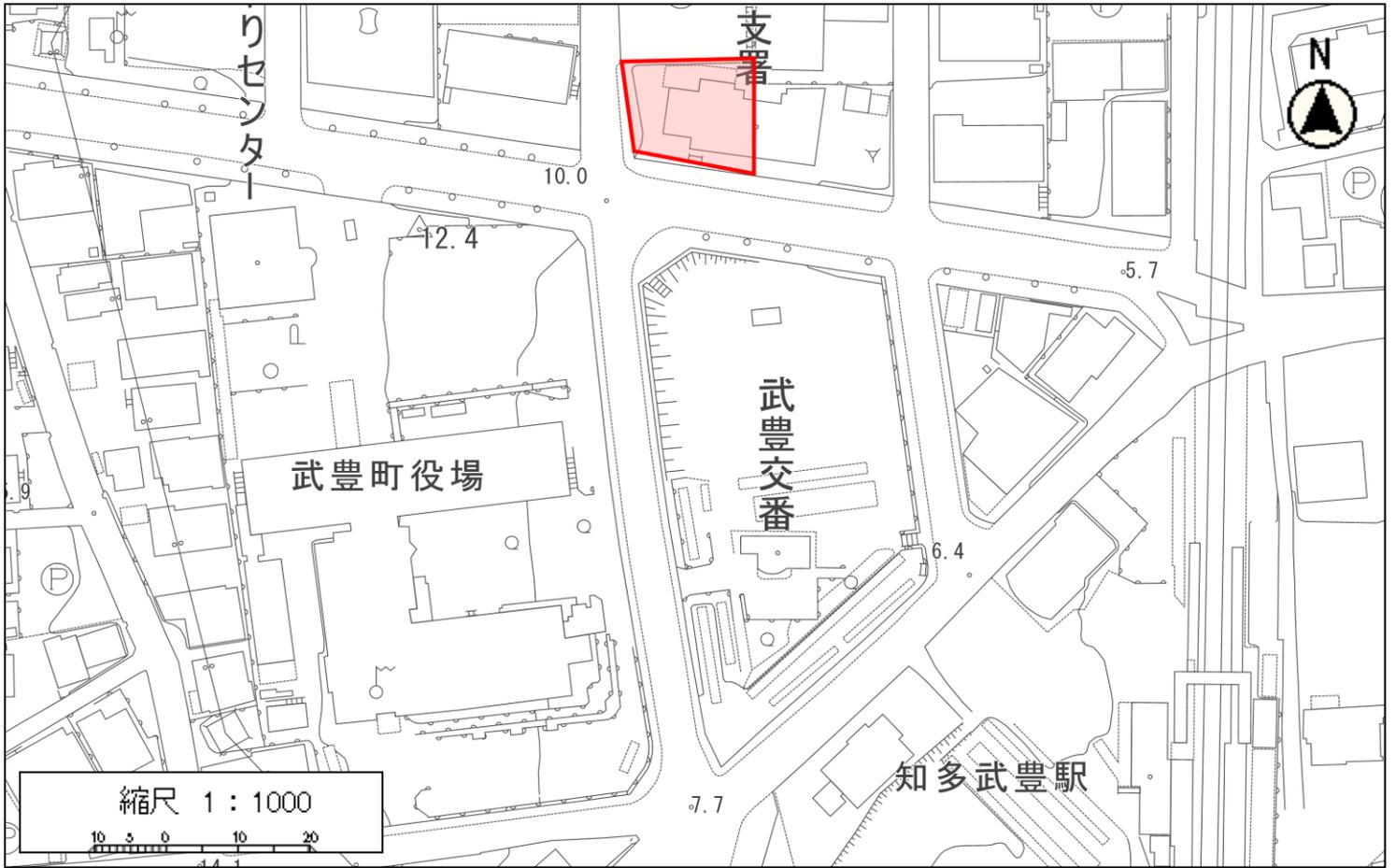
メール : [toshi@town.taketoyo.lg.jp](mailto:toshi@town.taketoyo.lg.jp)

① 知多武豊駅東土地区画整理地内

1街区 18画地、19画地



②半田消防署武豊支署跡地  
 字長尾山 50-1



区画位置図

